令和7年3月6日

株式会社ティーネットエンタープライズ

代表取締役　圓岡　孝文

株式会社ティーネットエンタープライズ　一般事業主行動計画【女性活躍推進法】

現在、女性の多い職場であることから、女性の育児休業取得率は100%となっているが、男性は0%である。

男性職員にも仕事と家庭の両立の推進を行うとともに、育児休業等の制度説明・相談窓口担当者を明確にして、計画期間内に男性の育児休業取得1名以上を目指す。

1.計画期間　令和7年4月1日～令和10年6月30日までの 3年間3か月

2.内容

目標1：　職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
計画期間内において、男性職員1名以上育児休業取得を目指す

〈対策〉

●令和7年4 月～　各事業所の管理職員へ男性含む育児休業制度の再度周知を行い、理解を深める
男性でも相談しやすいよう育児休業制度の相談窓口担当者を決めて、周知を行う

●随時　該当男性職員には、育児休業制度の説明および個別面談・相談等実施する

▶▶　女性活躍に関する情報公表について
管理職に占める女性労働者の割合　60%
有給休暇取得率　88%